

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/ PCDS(太平洋軍備撤廃運動):
Pacific Campaign for Disarmament and Security
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1日吉グリューネ102号
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907 E-mail: peacedepot@y.email.ne.jp
<http://www.jca.ax.apc.org/peacedepot/>

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

87 99/2/15

¥100

ベルギーなど北大西洋条約機構5カ国

核軍縮作業班を提案

ジュネーブ軍縮会議(CD)、作業プログラムめぐり綱引き

ジュネーブ軍縮会議(CD)第一会期は、1月21日に8つの議題を採択した(本誌前号)ものの、作業プログラムがまだ確定していない。核軍縮をとり扱う機関の設置をめぐり、南アフリカ、エジプト、ベルギーがそれぞれ提案を出しているが、北大西洋条約機構(NATO)5カ国を代表したベルギー案が注目される。(本記事は2月8日現在。)

核軍縮の扱いに 3提案

核軍縮の扱いをめぐって、次の3つの提案が出されている。

(1) 南アフリカの特別委員会設置案:
「核兵器を廃棄するための系統的で漸進的な努力に向けた実際的手段について審議するとともに、そのような一つまたは複数の手段が、CDでの交渉議題になる可能性およびその時期を明らかにする」(1月19日)もの。メキシコとブラジルが支持している。

(2) エジプトの特別委員会設置案:
「核兵器を完全に廃棄するとの目標をもって、核軍縮の段階的プログラムにつ

いての交渉を開始する」(1月26日)もの。ベネズエラ、イラン、ミャンマー(ビルマ)が支持している。

(3) ベルギーの作業班設置案:
「核軍縮に向けた努力についてCD内で

情報と意見を交換する場を設置する方法と手段を検討する」(2月2日)もの。ベルギーのアンドレ・メルニエ大使が、ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダおよびノルウェーのNATO5カ国を代表して提案

ニミツ横須賀寄港(97年9月)

原子力空母母港 の地ならしが目的

搭乗少佐が
航海記録

米海軍の準機関誌『プロシーディングス』に、米原子力空母ニミツ号の1997年の世界一周航海の航海録が連載された。著者は同艦に搭乗していたウリアム・R・ブレイ少佐である。ブレイ少佐はニミツ空母群の情報次官である。

連載は98年9月号から99年2月号まで6回続いたが、その第1回(1998年9月)において、ニミツ号が1997年9月21日~23日に横須賀に寄港したときの主要目的が、市民に原子力空母の母港に慣れさせることであったと、ブレイ少佐は書いている。

97年9月5日に米国西海岸のサンディエゴを出港してから、ニミツ号はロシアの巡航ミサイル発射原潜との遭遇の可能性に緊張して対潜作戦訓練をしながら航海し、9月21日に横須賀に到着した。横須賀寄港時の記述は短いものなので、その部分を訳出する。

『横須賀における2日間は、歓迎を受けた息抜きの機会となった。第7艦隊の参謀たちへの公式訪問が行われた。また、水兵たちは交流し、米海軍の海外基地が提供してくれるさまざまなサービスを利用し、基地内外のクラブでくつろいだ。また、25,00

3ページへつづく → ◆

周辺事態法 と自治体 3~5ページ

●国会・速記録(2.1)
●政府文書「協力項目例」

した。

NATO5カ国提案の意味

ベルギーは昨年のCDにおいても同様の作業班設置の提案をおこなっている。作業班設置の提案は、特別委員会設置の提案に比べて明らかに控えめなものと言える。また、メルニエ大使は、この提案は核軍縮の多国間交渉を提唱するものではなく、5カ国はあくまでカットオフ条約(兵器用核分裂物質生産禁止条約、FMCT)の交渉を優先する立場にあると強調している。しかし、ベルギー提案にNATO4カ国が同調したこと、FMCTを優先視する政府の中にも、CDの中で核兵器の削減と核軍縮をとり扱う場が設けられなければFMCTの交渉も前進しないという認識が生まれてきていることを示している。

南アフリカの攻勢

南アフリカの場合、特別委員会設置提案じたいは昨年を踏襲するものであるが、今年はこれまでの議論の停滞を打ち破る攻勢をしかけている。ピーター・ゲーセン同国大使は1月28日、同国提案は全会の一致が得られないロバート・グレイCD議長(米国)が述べた際に、1990年に定められたCD議事進行上のとり決めをもち出した。それによれば、CD内の補助機関の設置等について、その年の会期開始後2週間を経ても全会の一致がみられないときは、議長はその後2週間以内に、その問題を協議する特別コーディネーターを指名するようつとめなければならない、とされている。この主張を受け、グレイ議長は特別コーディネーターを「指名するようつとめる」ことに合意した。今後の推移が注目される。

カットオフ条約委はまだ

FMCTに関しては、委員会はいまだ開会されず、本会議での論戦が続いている。焦点はFMCTが既存の備蓄核分裂物質をも対象とするかという点にある。米国は、FMCTは将来の生産のみを禁止すると明言しつつも、「既存の備蓄物質を効果的に管理し、あと戻りすることなく削減していくことに関する広範な関心を理解し、共有する」として、米ロおよび国際原子力機関(IAEA)の間でとられて

ハーグ●四本のより糸

梅林宏道

5月11~15日のハーグ平和アピール(HAP)市民会議が近づいている。3月5~7日にはネパールのカトマンズで、HAP南アジア会議が開催される。

HAPは4本のより糸で21世紀の平和戦略を編み上げようとしている。すなわち、1. 軍縮と人間の安全保障、2. 国際人道法・人権法と制度、3. 武力紛争の防止、解決、復興、4. 戦争の根源と平和の文化、である。

それぞれのより糸で、活発な議論が積み重ねられているが、それぞれの問題意識をシリーズで要約する。

国際人道法・人権法と制度

1899年の第1回ハーグ世界平和会議の最大の成果は、戦争への国際法の支配(戦時法規)、国際司法機関による国際紛争の予防などの新しい概念や制度を生みだしたことであろう。毒ガス禁止宣言、陸戦法規条約、常設仲裁裁判所(PCA)の設置などはその直接の成果であった。

このことから想像されるように、ハーグ平和会議100周年の政府間行事では、国際法や制度の現状分析に関心の中心がある。今秋の国連総会は、国連行事「国際法の10年」の閉幕会議があり、そこで集約されようとしている。

したがって、HAP99市民平和会議のなかで政府行事ともっとも密接な関連をもつのが、「国際人道法・人権法と制度のより糸」であると言えるだろう。

この「より糸」の主要目標は、国際人道法とその制度を強化し、戦争そのものの非合法化をめざすことである。その際、すでに始まっている20世紀の努力のうえに21世紀の運動構想を描くという基本姿勢は、前回の「軍縮のより糸」と同じである。

まず第一に、「人道法のより糸」は、昨年成立した国際刑事裁判所(ICC)設立条約の批准をめざす世界的キャンペーンを起こすことを訴える。「集団殺

いる措置などに言及した。これに対してエジプトは、FMCTがすべての国の既存の備蓄を含む兵器用核分裂物質を扱うべきだと強調し、同時に厳格な検証制度の必要性を訴えた。フィンランド、ルーマニア、イタリアなどは中間的立場で、シャノン報告(FMCT特別委員会設置を提唱したもの。本誌76号に全文。)は備蓄を議論

害の罪」「人道に対する罪」「戦争犯罪」「侵略の罪」を対象犯罪に含めたICC条約は、戦争禁止への思想が盛り込まれた国際条約である。その内容作りと成立には多くのNGOが精力的に関わってきた。

第二に、政府間の100周年行事と国際法10年の国連行事に出される専門家の議論に、NGOの立場から積極的に関与することをめざしている。市民会議では、世界的な包括的司法制度の確立に向けて、地域的国際法廷、国際司法機関などの強化が議論されている。国際司法裁判所の強制的司法権の可能性、勧告的意見の拡大、常設仲裁裁判所の機能の強化、などの話題があるが、政府間会議で行われる関連議論の批判的検証が行われる。

第三に、現在の国際人道法・人権法の欠陥を露呈している重要問題として、増大する少年兵、内戦における性暴力、国際的テロリズムなどに市民運動の声を強める。犠牲者救済の課題もある。

最後に、人権意識教育、国際的義務となっている人権問題の国内法による裏づけ、などの草の根活動が、この「より糸」の基礎として提起される。

日本の場合、従軍慰安婦の問題、沖縄の米軍基地に現れている構造的な人権問題、政府による核兵器に関する国際司法裁判所の勧告の無視、などが、この「より糸」で問題となるであろう。(M)

することを排除してはいないが、交渉を早期に成功させるためには備蓄を条約の対象外としたほうがよい、としている。また、従来からイスラエルを意識して備蓄の扱いを訴えていたiranが、本会議でFMCTについてまったく触れなかったことが注目される。

(川崎哲)(M)

資料●周辺事態法と自治体

言うまでもなく今国会の最大の焦点は新ガイドライン関連立法である。その柱である「周辺事態法案」には、自治体や民間を周辺事態に動員するための第9条が含まれている。

第9条第1項は、関係行政機関の長は「地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる」とする。第2項は、自治体のみならず「国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる」と定めている。第3項はこれら協力によって発生する損害に対して「必要な財政上の措置を講ずることを定めている。

いったい何が起ころうとしているのか。今号では二つの関連資料を掲載する。次号に前田哲男さんの解説を掲載する。

2月1日の衆議院予算委員会で辻元清美議員(社民)がこの問題で質問した。その速記録(抜粋)を資料Iに掲げる。そこでの要求に応える形で、政府は2月3日、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会に10項目の協力項目を例示した。それを資料IIに掲げる。

資料 I

国会速記録 (衆議院予算委員会、2月1日)

自治体は どんな 義務を負うのか

○辻元委員 (略)まず、この地方自治体の協力について、野呂田長官は、当予算委員会のたしか一月二十八日だったと思うのですけれども、一定の行為をなすべき一般的な義務づけをしたという程度のものでございますと御答弁されていますが、これはこのとおりです。

りですね。

○野呂田国務大臣 そのとおりでございます。

○辻元委員 更に、一月二十九日に再び一般的な義務づけとはどういう意味かというふうに問われて、その御答弁に、地方公共団体の長が求めに応じて権限行使することを法的に期待される立場に置かれるというふうに御答弁されておりますが、そのとおりでよろしいですか。

○野呂田国務大臣 そのとおりでござります。

○辻元委員 それでは、この長官の御答弁の中身の「法的に期待される立場」という意味をちょっと詳しく具体的に説明していただけますでしょうか。(略)

○野呂田国務大臣 この九条一項における協力の求めというのは、地方公共団体の長の有する権限の公共的性格及び他に代替手段を求めるることは困難という状況にかんがみまして、個別の法令、条例に基づいて権限を適切に行使することを求めたものであります

す。一般的な協力義務とは、地方公共団体の長がこうした求めに応じて権限行使することを法的に期待される立場に置かれているということを意味したことこの間申し上げたわけあります。

○辻元委員 今のは御答弁になつてないと思います。同じことをおっしゃっているのです、一月二十九日の答弁でも。

その内容で、私は、今最後に野呂田長官自身がおっしゃいました「法的に期待される立場」というこの「立場」というのはどういう立場かということをかみ砕いて説明してくださいと申し上げているわけです。今長官自身がおっしゃった意味です。(略)

○野呂田国務大臣 (略)それは、公権力の行使によって公共管理物等を使用させたりする立場でございます。港湾とか道路とかそういうものを使用させたりする協力の立場であります。

○辻元委員 今港湾等を使用させたりする立場というふうにおっしゃいましたので、その御理解はよろしいんですね、長官の御理解は。使用させるということですか、そういうことを規定するわけですか、この法的に期待された立場というのは。今、法的に期待された立場について、港などを使用させるという立場であるというふうに、小さな声だったんですけども、おっしゃいましたので、その理解はよろしいんですね。それでいいということは使用させる…。

自治体の長は 協力を 拒否できるのか

○野呂田国務大臣 さっきから申し上げているとおり、公権力の行使として地方公共団体に求める協力をいうわけでございます。

◆← 1ページからつづく

25,000人以上の日本の市民が、原子力推進空母を訪れるまたとない機会にわくわくして、ニミツを見学した。横須賀に配備されている空母は、これまでずっと通常型推進のものであった。そこで、ニミツの2日間の訪問の主要目的は、将来原子力推進の空母が横須賀を母港にするという予測に日本人を慣れさせることであった。

搭乗情報将校によるこの証言は、重要な意味をもっている。

関心のある日本の市民は、相当以前から原子力空母の横須賀母港の可能性を警戒していた。通常型空母が退役してゆくなかで、横須賀を空母にする空母は原子力艦しかなくなるのが論理的帰結であったからである(本誌第55号、97年

10月15日参照)。

しかし、米海軍で次期空母について検討が続いている、建造と維持経費が高いために、原子力艦への異論も強いことが伝わっていたので、「原子力空母母港」を規定方針のように議論することを、日本の市民は控えていた。

米国防省のベーコン報道官が、原子力空母の横須賀母港の可能性を初めて示唆したのは、98年3月末であり、国防省調査委員会が次期空母を原子力にする決定したのは、98年9月25日であった(本誌第81号)。この間、8月27日には会計検査院(GAO)が、原子力空母に必ずしも好意的ではない報告書を作成していた。

このような状況下で、ブレイ少佐の証言は、海軍は原子力空母母港への地ならしを着々と行っていたことを示している。

20,000人を越える市民が見学に訪れたことは、彼らを勢いづかせたことであろう。いっぽう、もし横須賀市長が「原子力空母の横須賀母港の計画があるとすれば、横須賀市民は懸念を抱かざるをえない」という控えめなコメントを述べていれば、それは重要なメッセージを彼らに与えたことであろう。

今後も原子力艦の意識的な寄港がくり返されると予想されるが、この航海録が教えた米海軍の意図を見失うまい。(梅林宏道)M

だから、具体的に言えば、空港の使用とかあるいは港湾の使用とか、あるいは米軍に物品を提供するために危険物貯蔵所等を設置するとか、そういうようなことをいっているわけあります。

○辻元委員 (略) それでは、さらに進みまして、自治体の長が協力を拒否するのは、これは、この御答弁では、また、一月二十九日に、「正当な理由がある場合には、これを拒むことを排除するものではない」というふうにお答えになっておりますが、この「正当な理由」というのは何なんでしょうか、長官。

○野呂田国務大臣 例えば港湾の使用については、地位協定の五条でアメリカの船は出入りするということになっております。しかし、港湾管理者の立場からいければ、港湾を適正に管理運営するという法律上の責任があります。さような場合に、港湾管理者としては、アメリカの船が接岸施設からはみ出して接岸することが適當じゃない、こういうような場合には、正当な理由ですから拒否をすることができるものだ、こういうふうに考えます。

○辻元委員 (略) 正当な理由がない場合は拒めないというふうにも読めますんですけども、それでいいんですか。

○野呂田国務大臣 日本の存立にかかわる、日本の平和と安全に重大な影響を持っている事態に際してでありますから、一般的な協力義務としては、それは協力するのが私は当然だと思います。

○辻元委員 今、一般的な協力をするのは当然というふうな御答弁がありましたら、昨日まではこれは義務ではないというふうな御答弁だったと思いますけれども、私は今の御答弁と矛盾していると思いますが、長官、いかがでしょうか。

○野呂田国務大臣 私は、ずっと、正当な理由があれば拒否することができると言いました。しかし、日本の存立にかかわるような、日本の平和と安全に非常に大きな影響を持つておる事態において、一般的にそれは協力するのが常識だと思いますから、そう申し上げたわけあります。

○辻元委員 それでは、この正当な理由かどうかはだれが判断するのでしょうか。

○野呂田国務大臣 例えば、この港湾を管理している管理者とか、道路を管理している管理者とかであります。

○辻元委員 今、一般的というか、協力は常識であるというふうにおっしゃったかと思いますけれども、今までの代表質問を初め、審議の焦点はそこでした。結局、地方自治体が拒んだ際、やはり拒めないのでないかというような懸念をいろいろな委員が指摘してきたわけですね。(略) 今の大臣の御答弁ですと、その懸念がそのまま当たっていますね。

○野呂田国務大臣 それはあなたの誤解であって、私は、正当な理由があればいつでも拒める、こう言っておるわけあります。(略)

○辻元委員 (略) 私はなんだかこの議論を聞いていますと、ここに協力と依頼、民間には依頼、それで、協力だからやりたくないければやらなくていいと言っていた今までの趣旨と随分違うじゃないですか。

○野呂田国務大臣 何十遍も繰り返しているわけですが、正当な理由があれば拒

資料Ⅱ

平成11年2月3日
内閣安全保障・危機管理室
防衛庁
外務省

周辺事態安全確保法案第9条において想定される協力項目例

国が国以外の者に対して求め又は依頼する協力の内容については、事態毎に異なるものであり、予め具体的に確定される性格のものではなく、以下のものに限られないが、例えば次のような例が想定される。

1 地方公共団体の長に対して求める協力項目例(法案第9条第1項)

- 地方公共団体の管理する港湾の施設の使用
- 地方公共団体の管理する空港の施設の使用
- 建物、設備等の安全を確保するための許認可

2 国以外の者に対して依頼する協力項目例(法案第9条第2項)

(1) 民間に対して依頼する協力項目例

- 人員及び物資の輸送に関する民間運送事業者の協力
- 廃棄物の処理に関する関係事業者の協力
- 民間病院への患者の受入
- 民間企業の有する物品、施設の貸与

(2) 地方公共団体に対して依頼する協力項目例

- 人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力
- 地方公共団体による給水
- 公立病院への患者の受入

否できるということをさきから申し上げているわけでありまして、理由があつても拒否できないなんていうことは、私は一言も言っておりません。

○辻元委員 そのような御答弁をいたしているわけですが、一般的に協力は当然とか、常識だ、こういう御発言を大臣がされるというのが非常に影響力が多いと、総理、思われませんか。いかがでしょうか。

自治体の意見を どれだけ 聴いたのか

○野呂田国務大臣 我が国の周りで、我が国の存立にかかわるような重要な、平和と安全を害する事態があるのに、公共団体の長たちが理由もなしに拒むということは、私は常識としてあり得ないだろうということを申し上げているわけです。

○辻元委員 それでは、その対象となっている地方自治体、今の、常識として拒むことはできないだろうというふうに私は解しましたが、この自治体に対して、今回の法案作りの過程で意見は何回聞いたのですか。これは自治大臣でしょうか。

○野呂田国務大臣 例えば、全国基地協議会、これは二百六十一市町村、それから防衛施設周辺整備全国協議会、二百八十八、それから全国市議会議長会基地協議会、百六十九、あるいは渉外関係主要都道県知事連絡協議会、十四都道県等、この問題に関連

の深いところについて意見を聴取しております。

○辻元委員 どのような意見が出たのでしょうか。

○野呂田国務大臣 異論がなかったと聞いております。(略)

○辻元委員 先ほどから、何回、どのような形で、どういう意見が出たかというふうなことを伺いまして、大臣の御答弁にはなかったので、それでは政府委員の方、答えてください。

○佐藤(謙)政府委員 今申しましたように、関係の団体にいろいろ法案の内容を御説明したり、あるいは資料を提供したり、あるいはまたこういう形で必要に応じて質疑を行ったり、あるいはまた求めに応じて御説明に出向いたり、いろいろなケースがございます。

○辻元委員 それでは、一点だけお伺いしますが、政府がそういう関係自治体等々に集まっていた大いに意見を聞くというような会合は持たれましたか。

○佐藤(謙)政府委員 例えば、全国基地協議会やあるいは防衛施設周辺整備全国協議会、こういった対象に対しましては、四月の二十三日に合同役員会を開き、そこに安全保障・危機管理室の方から法案等の御説明をしている、そういうこともやっております。(略)

○辻元委員 私は、昨年五月八日に全国基地協議会と防衛施設周辺整備全国協議会の連名で周辺事態安全確保法案に関する質問状を内閣官房安全保障・危機管理室長宛に送っていました。それを今持っております。

質問事項は、必要な協力とは具体的にどのようなものを想定しているのかとか、協力要請の手順はどのようになるのかとか、民間企業に対する協力依頼の内容は具体的にどのようなものになるのか、こういうふうな質問が来ていますが、これはこれで御確認下さい。

○野呂田国務大臣 先ほどから申し上げるとおりでございますが、例えば全国基地

協議会、これは横須賀の市長さんでござりますし、防衛施設周辺整備全国協議会、これは福生市の市長でございますが、今あなたが御指摘の様に、五項目からなる質問状が来ております。例えば、協力要請にこたえる法律上の義務を新たに生じさせるものではないか、あるいは、協力しない場合は何らかの制裁措置をとることがあるか、そういう五項目の質問が参っております。

当方は、これに対して、内閣安全保障・危機管理室長、防衛庁防衛局長、外務省北米局長から、丹念な回答を行っております。例えば、地方公共団体に対してこの協力は強制するということではなく、あくまで協力を求めるものであり、協力要請にこたえなかつたことに対して制裁的な措置をとることはできません。こういったたぐいのことを答えております。

○辻元委員 その答えは私も今ここに持っております。(略)

最後に、地方公共団体との関係の重要性にかんがみ、今後とも密接な連絡をとらせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしますと政府側から言っているんです。これが去年の六月十二日です。

これから連絡をとりましたか。とったんですか。(略)

○伊藤(康)政府委員 事実関係でございますので、私の方から若干御答弁させていただきます。(略)

この六月十二日以降、どういうことがあったかということでございますが、この協議といふものは必ずしも中央だけでやっているものではございませんで、例えば防衛施設局あるいは地方連絡部を通じましていろいろと御説明しておりますので、正確な数その他は必ずしもはっきりしないところがございますが、中央で申しますと、例えば七月十六日に全国基地協議会あるいは防衛施設周辺整備協議会の役員会で御説明している、意見交換をしているというようなこともあります。

○辻元委員 私は、この全国基地協議会それから防衛施設周辺整備全国協議会、それぞれ横須賀市と福生市が代表になっていらっしゃいます。そこに先週の水曜日に電話をかけて聞きました。この後何かありましたか、御説明はありませんと。この回答ではまったく抽象的で対応のしようがないというようなことを市の担当者が言っていたわけです。私は、これはうそではないと思うんですね。このような自治体に対して、私は、政府が全く対応してないと言わざるを得ない事態ではないかと思います。(略)

総理、今までのこのやりとりをお聞きになつていて、今まで地方公共団体に対しての対応が不足だったと思いませんか、どうですか。

○小渕内閣総理大臣 十分地方自治団体の協力あるいは依頼ということが行われることを想定いたしておりますので、そうした団体に対しましては、政府としては、それぞれの立場で誠意を持って対応してきたと認識しております。

○辻元委員 今までの御答弁で、実際に文書においての回答にも不十分であるというふうに当事者がおっしゃっているわけです。それで誠意を持って対応してきたと言うの

米国ネバダ | 6回目の未臨界実験 ロスアラモス研究所 | プルトニウム内爆実験

米エネルギー省は2月9日午後2時、ネバダ核実験場の地下約290メートルの水平坑道内で、6回目の未臨界実験を行った。実験のコード名は「クラリネット」と呼ばれ、備蓄中のプルトニウム約170グラムを三つの装置に分けて使った。エネルギー省のスポーツマン・ダーウィン・モーガンによれば、「高性能火薬の爆発の衝撃で飛び散るプルトニウムの速度と表面効果を観察するのが、クラリネットの主たる目的」とされる。

2000会計年度に62億ドルの予算が計上されているエネルギー省の「備蓄兵器管理計画」の一環として、核兵器についての基本情報を拡大する。備蓄兵器の信頼性と安全性確保のためとエネル

ギー省は説明するが、これらの知識は超高性能コンピューターと併用して新しい兵器の設計にも役立つと考えられる。

また、ロスアラモス国立研究所を監視する研究者グレッグ・メロによれば、ロスアラモスでは、約5センチメートルの厚さの鋼製タンクの内部で、完全な核兵器の一次爆発部分のプルトニウム239をプルトニウム242に置き換えた装置を使って内爆実験が行われている。さらに、最初の未臨界実験「リバウンド」と同じように、平板飛行体(直径3ミリメートル)でプルトニウムをたたく地上実験も始まっている。これらの実験は、トライデント用の新型弾頭の開発のためであると、メロは分析している。⑩

は、そうではないというふうに私は理解いたします。(略)

○野呂田国務大臣 (略) 私どもは、さつき申し上げたように、意見の聴取はしましたが、あなたも今指摘された、質問があったことについては回答いたしました。その回答について、こういう点が不満だという回答がさらになかったものですから、そのままになっているわけですが、だんだんと先ほどの意見を聞いておりますと、なるほど、私どももう少し丁寧に公共団体の方に接触する必要があるなど思いますので、関係省と相談して、そういうことをやりたいと思っております。

国会レポート

第145回通常国会
衆議院(1999.1.19~1.31)
参議院(1999.1.19~1.31)

(作成:佐藤毅彦)

以下で、「ホームページ」とあるものは、国会図書館のホームページから会議録を閲覧できます。

<http://www.ndl.go.jp/>

前号で第142回通常国会1998年5月16日まで掲載ましたが、その続きはいったん休み、今号から、開会中の第145国会のレポートを掲載します。この国会では政府施政方針演説と代表者質問、予算委員会での各党質問が行われ、①周辺事態安全確保法案、②憲法と集団的自衛権、③PKO協力法の本体業務凍結解除、④多国籍軍への後方支援、⑤日米安保条約の事前協議、⑥非核証明方式(高知県)など多くの重要な問題が議論されました。

衆議院

1月19日(火)

[本会議](ホームページ)

- 小渕恵三(内閣総理大臣):施政方針演説
- 高村正彦(外務大臣):外交演説

1月20日(水)

[本会議](ホームページ)

- 国務大臣の演説に対する質疑●羽田孜(民主)
●森喜朗(自由)●神崎武法(公明)

1月21日(木)

[本会議](ホームページ)

- 国務大臣の演説に対する質疑●横路孝弘(民主)
●中井洽(自由)●不破哲三(共産)●土井たか子(社民)

1月25日(月)

[予算委員会](ホームページ)

- 菅直人(民主)●池田行彦(自民)●丹羽雄哉(自民)●伊藤公介(自民)

1月26日(火)

[予算委員会](ホームページ)

- 冬柴鐵三(公明)●加藤六月(自由)●志位和夫(共産)●伊藤茂(社民)

1月27日(水)

[予算委員会](ホームページ)

- 岡田克也(民主)●上原康助(社民)●坂口力(公明)●濱田健一(社民)

1月28日(木)

[予算委員会](ホームページ)

- 岩國哲人(民主)●赤松正雄(公明)●西川知雄(公明)●東中光雄(共産)

1月29日(金)

[予算委員会](ホームページ)

- 生方幸夫(民主)●大野由利子(公明)●春名真章(共産)●北沢清功(社民)

参議院

1月19日(火)

[本会議](ホームページ)

●小淵恵三(内閣総理大臣):施政方針演説

●高村正彦(外務大臣):外交演説

1月21日(木)

[本会議](ホームページ)

国務大臣の演説に対する質疑

●元岡昭次(民主)●井上裕(自民)

日誌

1999.1.21~2.5

(作成:吉澤庸子)

ABM=対弾道ミサイル・システム/CIA=米中央情報局/CTBT=包括的核実験禁止条約/ICBM=大陸間弾道弾/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NMD=国土ミサイル防衛/PCB=ポリ塩化ビフェニール/START=戦略兵器削減条約/TMD=戦域ミサイル防衛/WB=ホワイトペーチ/UNSCOM=国連大量破壊兵器廃棄特別委員会

●1月21日 米大統領、NMDの将来的配備を可能にするため、ロシア大統領にABM条約の見直しを求める親書を送る。

●1月21日 中国外務省報道官、米のTMD構想予算計画を「時代の流れに逆行／戦略バランスに悪影響」と厳しく批判。

●1月21日 4者会談、「緊張緩和」と「平和体制構築」に関する分科委員会の協議。米韓、北朝鮮噛み合はず、実質審議のないまま終了。

●1月21日 インド紙、26日に予定していたミサイル発射実験延期と報道。

●1月22日 ロシア外相、米のABM条約見直しの動きについて、自国は見直しのつもりがないことを述べる。

●1月22日 4者会談閉幕。原則的な主張のやりとりで終始。

●1月22日 中国代表団、4者会談「緊張緩和」分科委への提案内容を公表。北朝鮮に配慮する幅広いアプローチを提示。

●1月23日 米朝高官協議再開。焦点は米の求めめる地下施設視察を北朝鮮が受け入れるか否か。米、見返りの「補償」は一貫して拒否の方針。

●1月24日 第3次米朝協議終了。双方歩み寄りの姿勢は見せたものの、合意には至らず、地下施設査察交渉もちぎりへ。

●1月24日 米朝高官協議に関して、複数外交筋、北朝鮮、複数回視察の受け入れ検討の姿勢を見せたことを明らかに。より大きな補償を要求。

●1月25日 ロシアで米ロ外相会談。START批准、ABM条約、イラク問題などが議題。

●1月25日付 台湾紙、中国のミサイルを迎撃するミサイル基地の完成を報じる。来年早々にも実践配備につく見込み。

●1月26日 インド国防省、共和国記念日の軍事パレードで中距離弾道ミサイル「アグニ」公開。

●1月26日 2回目の米ロ外相会談終了。ABM条約見直し問題、合意に至らず。

●1月29日 米・印外務高官協議始まる。インドの「最小の核抑止力」の中身の話し合いが焦点。

●1月29日 日米軍事筋、北朝鮮の核起爆実験成功を、昨年米政府が日本政府に通告していたことを明らかに。

●1月29日 北朝鮮の党機関紙、米のNMD構想

1月22日(金)

[本会議](ホームページ)

国務大臣の演説に対する質疑

●浜四津敏子(公明)●筆坂秀世(共産)●梶原敬義(社民)●扇千景(自由)●椎名素男(参議員の会)

◇◇◆◇◇

に反発の論評掲載。

●1月31日 1994年の核開発凍結を含む米朝枠組み合意の付属文書の内容が明らかに。米朝原子力平和利用協定の締結時期も明示。

●2月1日 台湾国防長官、TMD参加の意向を表明。

●2月1日 米国務省報道官、3~4月にもインドがCTBTに署名し、見返りに米国などが対インド経済制裁の一報解除を検討すると会見。

●2月1日 UNSCOMがイラクの極秘開発について報告書。ICBM開発の開始、化学兵器の保有、生物兵器の原料保有。米誌ニュースワーカー。

●2月2日 米国務副長官、パキスタン外務次官と協議。CTBTの早期署名、ミサイル発射実験の抑制などに関して進展があった模様。

●2月2日 米国国防報告発表。北朝鮮の弾道ミサイル開発に関する「重大な懸念」を表明。TMD、NMDの早期開発推進の方針。

●2月2日 米CIA長官、北朝鮮の秘密核開発に懸念表明。大型のテボドン2号開発途上と警告。

●2月3日 1月の米朝協議で、北朝鮮が米の大規模食料援助の見返りに2回の「施設訪問」疑惑施設の「民生転用」案を提示していたと判明。

●2月3日 米国務省報道官、年内にテボドン2号の発射可能性あると初の公式見解発表。

●2月4日 政府、ロシアの核解体で生じるプルトニウムの燃料への転用をめざす5年間の共同研究など、対口協力計画の実施を決定。

●2月4日 野中官房長官、北朝鮮がミサイル再発射の場合、KEDOへの資金提供再凍結もあるとの考えを表明。食料支援凍結の継続も。

●2月5日 野呂田防衛庁長官、重要事態応応会議を開き、テボドン再発射を仮想して、自衛隊の出動などの本格的検討に入ることを表明。

●2月5日 「日立電子」が核兵器の開発・製造に転用可能な精密測定器の中国向け不正輸出事件に関わっていたことが明らかに。

沖縄

●1月21日 防衛庁長官提案の普天間、那覇港の返還跡地利用検討委員会、見送り。

●1月22日 普天間、那覇港の返還跡地利用検討委員会に反対した野中官房長官、普天間返還見通しない中での委員会は不適当と説明。

●1月25日 稲嶺知事、米海兵隊の垂直離発着機オスプレイ配備について、基地縮小に反する動きならば問題であると、記者会見で発言。

●1月26日 ロサンゼルス級原潜バサディナ、午後3時ごろWB沖合でタグボートと連絡。今年初めての原潜。27日に入港と見なさず。

●1月26日 中央省庁再編の大綱を閣議決定。内閣府に沖縄担当大臣を明記。次官級ポストなどは、4月予定の基本計画に盛られる予定。

●1月26日 午後10時ごろ、米軍浮原島訓練場で火災、原野25,000平米を消失。27日前1時43分ごろ鎮火。

●1月27日 26日の原潜バサディナは津堅灯台南約3キロの中城湾の外洋での停泊で、入港と見なさないと県が発表。

BOOK『裁かれる核』

朝日新聞大阪本社「核」取材班

発行:朝日新聞、1999年2月5日

定価:1800円

第一部 核実験後の世界

第二部 裁かれる核

第三部 冷戦後の将軍たち

第四部 問われる政治

第五部 被爆国から

96年7月から98年9月まで大阪本社地区の朝日新聞紙上で「統・核兵器廃絶への道」として連載されたものを単行本にしたもの。『核兵器廃絶への道』(95年12月)の続編。NPT体制の無期限延長が決まったあとの世界の核兵器状況の変化を検証しています。ピースデポも紹介されています。

全国の書店、朝日新聞販売店で購入できます。

●1月27日 衆院予算委員会で野中官房長官、米軍基地のPCBなど環境問題で関連省庁の検討会を作ると上原康助議員に答弁。

●1月28日 フォーリー駐日米大使、普天間代替案は検討するが、期限付き案には「懸念をもつ」と共同通信に表明。

●1月29日 国会内での第10回沖縄政策協議会で、稻嶺知事、那覇軍港を浦添市牧港地先に移転する案の事実上受け入れを表明。地元では宮城健一浦添市長が軍港移設に反対の立場。

●1月31日 一坪反戦地主会、那覇軍港移設反対にとり組むことを定期総会で確認。

●1月31日 4日から始まる在沖米海兵隊の実弾演習に抗議して、大分県日出生台に近い玖珠町で1万人の抗議集会。連合大分など。

●2月3日 衆院調査局第一特別調査室の職員、基地環境汚染実態調査のため訪冲。5日まで。

●2月4日 県軍用地跡地利用促進連絡協議会、6項目の軍転特措法見直し要望書案に合意した。返還前に国による環境調査と浄化など。

●2月4日 在沖海兵隊の実弾演習、大分県日出生台で開始。これまで本土移転後、全国五カ所での演習が一巡。初日は夜間演習。最大7日間。

●2月5日 政府は、95年3月以降中断の防衛施設庁、県、米軍の「三者連絡協議会」再開のため、2月中旬に準備会を開く意向を表明。

◇◇◆◇◇

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

会員以外の定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

ピースデポの会員になって下さい。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。年間5,000円。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、勝部和佳子、佐藤毅彦、田村正子、吉澤庸子、梅林宏道